

確定申告はe-Tax・郵送での提出に協力を！

市民税課 0276-47-1932
館林税務署 0276-72-4373

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のためにe-Tax・郵送での提出が困難な人のみ会場へお越しください。

パソコン・スマホで申告書を作成しよう

作成方法

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から作成



提出方法

郵送

作成した申告書を印刷して館林税務署へ郵送



e-Tax

マイナンバーカード方式

マイナンバーカードと読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーがが必要です。

ID・パスワード方式

事前に税務署でのID・パスワードの発行申請が必要です。



▲詳しくはこちら

確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産所得などがあり、令和2年1月1日～12月31日の各所得の合計額から所得控除を差し引いた額に基づいて計算した税額が配当控除等の額を超える
- 給与の収入金額が2000万円を超える
- 給与所得を有する人で、年末調整されている給与以外に20万円を超える所得がある

確定申告が不要な人

- 給与所得以外に所得が無く、勤務先で年末調整が済んでいる
- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※源泉徴収対象外の公的年金などの受給者はこの制度は適用されません。
※所得税の還付や確定申告書の提出が要件となる控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

申告や納税を忘れると

課税の特例が受けられなくなる場合や、加算税や延滞税が発生する場合もあります。
※申告書などは国税庁HPや館林税務署、イオンモール太田会場、市民税課(市役所2階)、尾島・新田・藪塚庁舎にあります。

マイナンバーを記載ください

税務署への申告書を提出する場合は次の2点が必要です。

- マイナンバー(12桁)の記載
- 本人確認書類の提示または写しの添付

本人確認書類

番号確認書類=通知カード、住民票の写し・住民票記載事項証など
※通知カードは記載された内容が住民票と一致している場合のみ利用できます。
身元確認書類=運転免許証、健康保険の被保険者証など

控除対象配偶者や扶養親族の本人確認書類の提示、写しの提出は不要です。

マイナンバーカードの場合は番号確認と身元確認が1枚でできます。

医療費控除には「医療費控除の明細書」が必要です

領収書の提出は不要で、医療費控除の明細書の添付が必要です。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存ください。

安全のためのお願い

体調が悪い場合は来場をお控えください。発熱や咳、風邪の症状がある人は来場をお断りします。マスクの着用、咳エチケット、手指消毒、会話は最小限とし、十分な間隔の確保に心掛けてください。

館林税務署からのお願い

確定申告に関する質問や必要書類の確認などは、まずは電話で問い合わせください。
※土・日曜日、祝日の相談や申告書の受け付けは行わないので、郵送や税務署の時間外収受箱に投函してください。

館林税務署 0276-72-4373
(自動音声でご案内します)

館林税務署が開催する会場

会 場	期 間 (土・日曜日、祝日を除く)	受 付 時 間	受け付けできないもの
館林税務署	● 所得税 2月1日(月)～3月15日(月) (2月15日(月)までは還付申告のみ) ● 消費税 3月31日(水)まで ● 贈与税 2月1日(月)～3月15日(月)	午前8時30分～午後4時 (相談は午前9時～) ※入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配布しますが、LINEでも事前発行します。	● 市・県民税申告
イオンモール太田 (2階イオンホール)	2月1日(月)～2月15日(月) ※還付申告のみ	午前9時30分～午後3時 (10時までは1階専門店東入り口のみ利用可) ※入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配布しますが、LINEでも事前発行します。	● 市・県民税申告 ● 還付申告以外のもの(2月15日まで) ● 次の所得税の確定申告 土地・建物の譲渡所得、山林所得 ● 贈与税の申告
	2月16日(火)～3月15日(月)		

太田市が開催する会場

会 場	期 間	受 付 時 間	受け付けできないもの
新田庁舎 (2階大会議室)	2月15日(月)～3月12日(金)	午前9～11時・ 午後1時～3時30分	● 次の所得税の確定申告 令和2年分以外のもの、住宅借入金等特別控除、青色申告、土地・建物・株式等の譲渡所得、配当所得、先物取引による所得、山林所得、雑損控除 ● 贈与税の申告 ● 消費税の申告

ご注意ください！

- 市・県民税申告の日程と還付申告は広報おおた(1月15日号)をご覧ください
- 市民税課(市役所2階)での申告受け付け・相談は行いません
- 新田庁舎会場は市・県民税の申告も受け付けます。ただし、イオンモール太田会場に比べ座席数が3分の1程度と少なく、受け入れ数に限りがあります
- 混雑状況により時間内でも受け付けを終了する場合があります(月・火曜日は大変混雑します)
- 新型コロナウイルス感染症拡大状況などの諸事情により会場を閉鎖する場合があります

チラシ折り込みで 広報おおたを配布

広報おおたの発行日以降の金曜日にお届けします。 ※タウンぐんまに折り込みますので、広報のみの配布はできません。
申し込み・中止は群馬連合新聞折込欄へ連絡ください。 027-253-7676(午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日を除く)